

公益公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター規程第17号

公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を次のとおり定める。

公益財団法人 和歌山県暴力追放県民センター 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター(以下「当センター」という。)定款第17条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号に定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員には、常勤役員俸給表(別表1)に基づき定例役員報酬を支給する。

2 非常勤役員は、無報酬とする。

3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

4 第1項及び前項の規程にかかわらず、常勤役員が事務局長を兼任するときは、事務局長としての給与及び退職手当を支給するものとし、定例役員報酬、退職慰労金は支給しない。

(定例報酬の額の決定)

第4条 当センターの常勤役員の定例報酬月額、非常勤役員の定例報酬月額は、常勤役員俸給表(別表1)のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める当センター職員給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円滑に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、常勤役員退職慰労金支給基準（別表2）に基づき、定例報酬月額に在職年数毎の定例月額に対する支給基準を乗じた額とする。ただし在職年数は就任日より4年間を限度とする。

（費用）

第7条 当センターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 役員等の出張に要する旅費（宿泊費を含む）の支給は、別に定める当センター旅費規程によるものとする。

（公表）

第8条 当センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターとして登記した日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

常勤役員俸給表

号	俸	月	額	号	俸	月	額
	1		100,000		1 1		300,000
	2		120,000		1 2		320,000
	3		140,000		1 3		340,000
	4		160,000		1 4		360,000
	5		180,000		1 5		380,000
	6		200,000		1 6		400,000
	7		220,000		1 7		420,000
	8		240,000		1 8		440,000
	9		260,000		1 9		460,000
	1 0		280,000		2 0		480,000

別表 2 (第 6 条関係)

常勤役員退職慰労金支給基準

在職年数	定例報酬月額に 対する支給基準
1 年	0 . 5
2 年	1 . 0
3 年	1 . 5
4 年以上	2 . 0